

福岡県実業教師の派遣（二）

——明治前期農事改良運動の一コマ——

西 村 卓

目 次

- 一、はじめに
- 二、実業教師の派遣事例（以上本号）
- 三、実業教師の資質（以下次号）
- 四、実業教師の派遣基盤
- 五、改良農具の供給基盤
- 六、おわりに

一、はじめに

明治前期の勸農政策は、農事改良運動における二つの方向（即ち西洋農法の移植と在来農法の見直し）老農技術への依存）の中で、試行錯誤を続けた。十年代前半までは、前者の方向に沿った諸施策がその軸に据えられながら、後者の方向が消えることなく、特に各府県段階における老農の起用としてその位置を占めていた。そして一八七七（明

治十)年の西南戦争による膨大な財政支出を一つの契機として、財政建て直しの必要から、勸業政策全体の見直しの気運が高まる中で、勸業政策も大きく後者へと傾斜し、一八八一(明治十四)年における内務省、大蔵省の勸業部門の分離統合による農商務省の設置を画期として、その方向が決定付けられたのである。大日本農会の創設、第一回国農談会の開催、いわゆる本格的「老農時代」の幕開けである。

これ以降、この時代を象徴する勸業政策の展開、勸業機構の形成が見られるが、本稿との関わりで画期的とも言うべき施策は、一八八五(明治十八)年八月に設置された農事巡回教師の制度である。それまでにも、いくつかの府県で、勸業掛制度等により独自の設置が見られたが、この設置はそれを全国的にするという役割を持っていたのである。「農事巡回教師設置条項」⁽²⁾によれば、これは二〇条からなり、第二条で巡回教師を甲部と乙部に分け、第三条で甲部を「当省より派出し、農務局員を以て之に充へし」と定め、第五条で乙部を「地方官にしてその管内実業者中老練にして名望あり、兼て学理に通ずるものを選びしめ、当省より之を命ずるものとす」と定め、第六条以下乙部農事巡回教師の給与、巡回期節、区画の設定、復命手続き、巡回心得などが規定されている。甲部は普通農事を担当し、乙部は蚕糸、製茶を担当した。

この制度に先行すること二年、一八八三(明治十六)年には、福岡県から巡回教師として夜須郡三並村の長沼幸七が石川県に⁽³⁾、翌年には、林遠里が富山県及び石川県に各々聘用されている。この二人の聘用が、石川県での福岡農法の導入による稲作改良の実施の契機となった。そして同県におけるその「成績」が、各府県で注目を受け、農事巡回教師制度の制定と相俟って、福岡農法の全国的な導入の気運を生み出したのである。⁽⁴⁾

本稿では、この気運の中で実業教師たちが福岡の地から、どのような形で派遣されていたのか、先ずいくつかの事例を示し、次に彼らが実業教師として派遣される場合にその資質を、推薦状及び履歴書によって見てみたい。さら

に彼らの出身郡の分析から、その派遣基盤を明らかにしたい。そして福岡農法のバックアップとしての改良農具の供給基盤についても言及する。

(1) 拙稿「明治十年代における地方勸業機構の形成と展開(一)(二)」、『経済学論叢』第三八巻 第三・四号、同第三八巻 第四号 所収) 参照。

(2) 『明治前期勸業事蹟輯録』上巻 五二九頁―五三〇頁。

(3) 須々田黎吉「実学的農学者横井時政の前半生をめぐる人々——明治農法形成における農学者と老農の交流(Ⅷ)——」、『農村研究』第四〇号 所収) 参照。

(4) 福岡県における林遠星をはじめとする巡回教師(実業教師)たちは、この制度によるものではなく、各府県の独自の制度に基づいて聘用されたのであるが、この制度制定により、各府県の勸業政策が、政府のそれと方向を一つにするという意味で、各府県の政策にはずみが付いた事は確実であろう。

二、実業教師の派遣事例

(1) 一八八六(明治十九)年における石川県への派遣

石川県は長沼と林の聘用の後、福岡農法の一層の導入に普及のため、同農法を修得した福岡県の老農の派遣を彼らに依頼すると共に、公的ルートとして福岡県勸業課に対して「馬耕及び寒浸、水墾、土間、其他農事に老練の者数名を招聘したき旨」⁽¹⁾の照会を行なった。その事から教師の選抜は形式的には県勸業課の事業となり、同課は「御笠、那珂、早良、粕屋、夜須、生葉、山門、上毛の諸郡」⁽²⁾に対して二名ないし三名の候補を推薦するよう通達した⁽³⁾。それにもとずき各郡役所は、老農の履歴書を添え同課へ上申したのである。この上申の具体的事例として、先づ上座下座夜須郡役所のもののみをみてみよう。

同郡役所は、この通達に答えて、長沼弥三郎、宗野卯平、多田吉郎次の三名を推薦したが、所轄地域が、長沼幸七

の地元であり、彼が石川県能美、石川、江沼、羽咋の四郡役所から実業教師派遣の依頼を受け、その選抜のために帰福した事から、同郡役所経由の推薦は、新たに彼の選抜した老農を以て行なわれた。彼の選抜は以下の資料によれば、遅くとも一八八五(明治十八)年の十二月に始まり、翌年の二月に終わっている。次の福岡県庁にあてた彼の「上申書」⁽⁴⁾に見られる様に七名(郡役所推薦の三名を含む)の選抜を行なった。

「私儀、兼テ石川県江農事改良之為メ罷越候処、今回帰省之際該県下江沼、能美、石川、羽咋之四郡役所ヨリ農事老練之者雇入度候ニ付、可然老農選抜方依頼有之候ニ付、左之人員当撰候条、同人等之願書等乍恐該県庁へ御回附御取計相成度、此段奉願候也。」

明治十九年二月二日

福岡県令岸良俊介殿

筑前国夜須郡三並村

長 沼 幸 七^④

- | | |
|--------|--------|
| 夜須郡森山村 | 多田吉郎次 |
| 同郡 同村 | 中村武助 |
| 同郡 三並村 | 勢田佐右衛門 |
| 同郡 同村 | 浦山六右衛門 |
| 同郡 同村 | 長沼弥三郎 |
| 同郡 同村 | 宗野卯平 |
| 御笠郡山家村 | 松原喜平次 |

ノ

前書之通相違無之候ニ付、奥印仕候也。

戸長 内藤 茂平[㊦]

長沼によって選抜された老農たちは、自らの履歴書を所轄の戸長役場に提出した。これを受けて同役場は、次に見る郡長宛の戸長の「副申」と長沼の「添申」をそれに添付して郡役所に上申した。⁽⁵⁾

副申

今般石川県へ農事教授へ罷越度旨申出候間、別紙履歴書進達仕候ニ付、宜敷其筋江御申込相成度、此段副申候也。

明治十八年十二月十八日

夜須郡栗田村外五ヶ村

戸長 田辺 弥七[㊦]

上座下座夜須郡

郡長 山田 正修殿

添申

夜須郡森山村中村武助義、今般石川県下羽咋、石川、能美、江沼之四郡役所ヨリ御依頼ニ相成候牛馬耕実業教示江適當之人物ト相認候ニ付、此段添申仕候也。

石川県出張夜須郡三並村

長沼 幸七[㊦]

明治十九年一月六日

上座下座夜須郡

郡長 山田 正修殿

福岡県実業教師の派遣(一)(西村 卓)

五(七二)

郡役所は、以上の書類を一括し、さらに前掲の県庁宛の長沼の「願書」をも合綴し、次にあげる県勸業課宛の郡役所の「照会状」⁽⁶⁾と、郡長の福岡県令代理渡辺清宛の「副申」⁽⁷⁾を添えて県庁へ上申し、教師選抜方と書類の石川県への回送を依頼したのである。

「勸第二千二百九十一号客年十一月十八日付ヲ以テ、農事実業教師トシテ石川県ニ雇入ニ相成由ニ付、人撰方御依頼ニ相成候条、其節三名申立置候末、夜須郡三並村長沼幸七兼テ石川県ニ農事改良ノ為メ罷出候処、帰省致、該県江沼能美、石川、羽咋ノ四郡衙ヨリ農事改良ノ為メ六名雇入方受依頼候由ニ付、致人撰願書類該県ニ送付方依頼願出候条、可然御取計相成度、尤モ先キニ本衙ヨリ申立候内三並村長沼弥三郎、同村宗野卯平及森山村多田吉良次分ハ、別段差出申ニ付、他三名分及御送附候条、此段及御照会候也。

明治十九年二月九日

上座下座夜須郡役所⁽⁸⁾

福岡県勸業課御中

石川県ニ農事教師雇入レノ履歴書進達副申

所轄内夜須郡三並村長沼幸七ヨリ石川県農事改良教師人撰依頼ヲ受タル旨ニテ、見込人員履歴書等該県ニ御送附方願出候条、畢竟人物ヲ確ムル義ニ付、願書致進達候。可然御受理相成度、此旨副申候也。

明治十九年二月九日

上座下座夜須郡長

山田正修⁽⁹⁾

令岸良俊介殿代理

福岡県大書記官渡辺清殿

次に御笠那珂席田郡の例をあげておこう。⁽⁸⁾

「 農事熟練者聘用履歴書進達副申

今般石川県ヨリ農事熟練者聘用ニ付、所轄那珂郡塩原村梅崎嘉平履歴書、別紙之通該村戸長ヨリ申立候ニ付、本人及示談候処、承諾致候。該人義ハ、品行正敷財産相応ニ有之、多年農事篤志其名郡内ニ著シキモノニ付、則履歴書致進達候条、可然御取計ニ相成度、此旨致副申候也。

御笠那珂席田郡長 不破 国 雄⁽⁹⁾

明治十九年二月三日

県令岸良俊介殿代理

福岡県大書記官渡辺清殿

那珂郡塩原村梅崎嘉平が、履歴書を添えて所轄戸長役場に聘用願を出し、その書類が同役場から所轄郡役所、そして県庁へというルートを経由している事を知る。「品行正敷財産相応ニ有之、多年農事篤志」という資質に関する記述が見られるが、この点は、次節で一括して分析したい。

こうして県勸業課に集まった履歴書に基づき派遣教師の選抜が開始される筈であったが、同課は独自に行なわず、遠里に書類を一括して寄託し、その選抜を委嘱したのである。こうして遠里は、同書類を一つの参考資料にしなから、彼独自の資料を加味して選抜を開始した。

選抜の開始から、彼の手元に少なからず推薦状や採用願が届いた。その幾つかをここにあげておこう。先ず樋口新

福岡県実業教師の派遣(一)(西村 卓)

七(七〇)

一個人による採用願⁽⁹⁾である。

「乍失敬書中ヲ以申陳候。益御壯健奉南山候。扱先日ハ失礼千万就テハ当日御帰県之由ト御見受申候ニ付、早速御機嫌御伺イ且御願之廉モ有之、乍御邪魔得参館ヲ万端御願申上ル含ニ候処、近頃居村ノ地押ニ関シ候間、今以不得参館ヲ失敬之段平ニ御高免被成下候。然ル処、今般御先生ノ御引立ニ依テ、数名加賀国ニ御連越被成候由ヲ承リ居申候間、委細之趣承リ候上、乍不省小使ニテモ宜敷候ニ付、小子義モ御連越之程得拝顔伏テ御願可申上と存候得共、前願之通リニ付、未タ御願ニモ不得参館、乍自由書中ヲ以申向ケ候テハ失礼千万ニ御座候得共、何卒々々不悪御聞入被成候テ御連越之程奉禱候。尤一兩日之内得拝顔委細承リ、万端御願可申上候、不備。

明治十九年三月十二日

樋口新一

林 遠 里殿
足下

百拝

二白申述候。為御見舞鹿末之品為持御送り申上候間、何卒御笑納被下度候也。

」

書面中の「乍不省小使ニテモ宜敷候ニ付」という言葉にその意気込みを感じる。

次に名古屋敬吾による松隈藤蔵の推薦状⁽¹⁰⁾をあげておこう。

〔前略〕扱又、一事拝顔之上可申上度件ハ、石川県雇入教師之内ニ小子所轄内松隈藤蔵と申者志願ニ而、兼而郡役所江右雇人採用之儀申立居候事ニ而、履歴等ハ追々御承知も可被成、何卒同氏雇入之内ニ相加候様先生へ只管御依頼仕候。極而望も多く可有之ト被存候へとも、相成丈御尽力之程小子よりも重畳奉願候。此度御発前ニハ是非参

上可仕候条、返々も御願申上候也。

二月二十五日

林 遠里様

名古屋敬吾

この書簡は、一八八六（明治十九）年のものである事が前略部分（ここでは、遠里が過日藍綬褒章を「御頂戴」した事が記されている）でわかる。名古屋は、この時点では、志摩郡松隈村他の村吏（戸長か）をしていた事が「小子所轄内松隈村」の文言から推察できるが、一八八八（明治二十一）年四月以降、勸農社が体制を整え、社会的認知を受ける事になった時点で、同社の幹事を勤める事になる人物である。文面からわかる様に、松隈の履歴書はなんらかの形で遠里の手元にとどいており、県から選抜の委嘱を受けた遠里がそれを読んでいるという前提のもとに、名古屋が彼に、採用のための「御尽力」を依頼しているのである。

次に、早良郡脇山村他三ヶ村戸長柴田存による推薦状^{（註）}をあげておこう。

「（前略）今般糟谷郡戸原村長五郎及ヒ早良郡脇山村高田耕作ノ兩名御県ヨリ聘用セラル、ニ至ル、其名蓄タル両氏而已ニ非ス、上ハ県令下ハ小生ノ如キ戸長ニ迄一県一郡一村一家ノ名譽ト相成ルモ、畢竟君カ精神ノ重キニ拠ル。是何ソ欣喜祝着セザラン歟。陳ルニ高田耕作饒追々老年ニ及ヒ、当国ニ比スレハ寒氣等手強ク候由ニ付、是又御世話被成下度御依頼仕事ニ候。本人ハ大奮発ニ付本日出發ス。留守家^{（トコ）}共モ屹度謹慎強勉致候処ニ、内々親族共打寄評決致シ候。尚更ニ君ノ御竭力ニテ永遠ニ国家ノ為メ相成候積御依頼ニ及ヒ候。且ハ漸次御県内数人聘用セラル、歟ノ趣、

高田茂一郎ハ曾テ性質等御了知候由、原来勸業上篤志ノモノニハ候得共、何分品行不正ニシテ他人ノ信用ヲ失フニ到ル。併小生勝山村外三村戸長ヘ赴任以後、再々説諭ヲ加ヘ候処、今程ハ謹慎悔誤罷在候条、以後身分ノ儀小生保証候条、御県内何事ニ抛ラス御用立致サセ度、本人モ熱ニ小生迄依頼仕候。将タ、今名ノモノハ小生親ノ類ノモノニテ、是ハ特ニ強壯ニシテ、農業上熟練ノモノニシテ、尤モ馬カイカタ、スキ、カキ、道具拵上手ノモノニテ、大体下山門辺ニテハ此者ノ上ニ登ルモノナシ。田甫スキ方ハラシモツタテナリ。御当地辺ニテハ如何ノ景況ナルヤハ不知サルモ、愚考スルニ至極スキカキ達者ノハ可然歟ト存候。篤クト御勘考ノ上兩人丈ハ是非共御聘用相成候様御竭力被成下度。尤モ月給等ニ関シテ、云々アル事ナシ。漸次御用達致サセ度希望ス。右ノ外若シ数人御聘用セラレ仕業上御望共有之候ハ、前以テ御報知相成候ハ、可然人撰挙致可申候（中略）。

筑前国早良郡脇山村外三村

戸長 柴 田

存^④

明治十九年二月九日

林 遠里殿

玉机下

（中略）

筑前国早良郡脇山村

高田茂 一郎

四十三歳

同国同郡下山門村

土斐崎伊右衛門

五十二歳

右ノ兩名御撰拳ノ程御依頼ニ及ヒ候也。

明治十九年二月九日

高田茂一郎と土斐崎伊右衛門兩人の推薦状である。この推薦状からは、先ず派遣する側の論理を読むことができる。高田耕作と長五郎の石川県への先行派遣に対して、柴田は「其名譽タル兩氏而已ニ非ス、上ハ県令下ハ小生ノ如キ戸長ニ迄一県一郡一村一家ノ名譽ト相成ル」ものにとらえ、遠里の「御竭力」によって、「永遠ニ國家ノ為メ相成候」様に高田耕作の世話を依頼しているのである。國家のために活躍する₁₁ 全国での農事改良の担い手となる、その事を名譽と考える事、これはある意味では時代情況の反映であった。この認識は、県勸業課員の古賀只平にも見られ、₍₁₂₎ 当時実業教師の多くに見られた一般的な認識であった。推薦する兩名の資質に関しては、「勸業上篤志」「農業上熟練」等の文言と共に、品行方正で、身体的にも強壯である事が述べられている。ちなみに、「月給等ニ関シテ、云々アル事ナシ」という文言は、彼らの派遣の目的が何であったかを表現したものであった。

こうして県下老農の履歴書、推薦書、採用願等を参考にして、遠里は一八八六（明治十九）年三月十七日に派遣教師の選抜を終えた。₍₁₃₎

「今回石川県エ御聘用ニ相成候農事実業教師并ニ農民雇入人撰別紙之通取調相済候ニ付、来ル廿五日私一同当地発足仕候間、廿四日迄ニ博多中島町古屋文吾又ハ甘木屋甚六方へ相揃候様、郡衙エ向ケ夫々御達被下度。旅費之儀ハ、扈人ニ付金十五円宛御操替、私エ御渡被下候様奉願候也。

筑前国早良郡重留村

当時石川県勸業課御聘用中 林 遠 里

明治十九年三月十七日

福岡県勸業課 御中

尚々、夜前入替□□ニ人名之内、井上与八ハ無抛差支之儀有之候に付、柴田善吉(七)と取替へ、女子菅人ハ死去致候に付、除名仕候、以上。

覚

一、拾四人、 教師

一、四人、 雇入農夫女

メ 拾八名

右之通りに御座候也。

選抜された一四名の教師と四名の農夫は、二十四日迄に博多中島町古屋文吾、または甘木屋甚六方に集合し、翌日遠里が率いて石川県に向け出発する事になった。以下にその人名を第1表、第2表にしてあげておく。

当初は、前掲資料の追書に見られる様に、吉村与八と農婦福島トキが含まれていたが、前者は「無抛差支」のため柴田善吉と差し替えられ、後者は、死亡のため名簿から削除された。ところが三月二十日には、御笠那珂席田郡役所から、淵上保の辞退による吉村幸七の教師への昇格と、五十川村の谷又六の農夫としての採用願が出たため、それを受けた形で急遽その処置がとられ、最終的な人選が確定した。ただし、この人員には数えられなかったが、先発派遣された高田耕作の三男高田万太郎が「老父見舞イノタメ自費ヲ以出発、依テ旅費及給料不相渡」という条件で同行している。

第1表 選抜教師人名表

国	郡	村	人名	年令
筑前	志摩	青木	久保惣平	四一
同	同	松隈	松隈藤蔵	三五
同	怡土	徳永	福島次郎七	六二
同	同	有田	有田範次郎	三〇
同	早良	重留	板倉九平	五六
同	同	小笠木	柴田善七	四一
同	那珂	井尻	淵上保	五三
同	同	老司	藤原佐一郎	三二
同	御笠	天山	鬼木和七	五三
同	同	乙金	舟越源太郎	五一
同	糟谷	炭焼	吉村与八	四九
同	同	山田	中村文吉	四〇
同	宗像	曲	片山惣三	三九
豊前	田川	下香春	鶴我幸七	五九

第2表 選抜農夫人名表

国	郡	村	人名	年令
筑前	那珂	那珂	吉村幸七	五一
同	早良	重留	青柳徳石衛門	五五
同	同	同	青柳タミ	三八
同	同	同	高地シカ	二四

(注) 林家文書所収資料より作成。

福岡県実業教師の派遣(一)(西村卓)

実業教師たちの石川県への派遣先を「実業教手派遣人名一

覧表」によってみれば、能美郡(高田耕作、柴田善七、青柳徳右衛門、青柳タミ、高田万太郎、吉村幸七、片山惣三、板倉九平、高地シカ)、鹿嶋郡(松隈藤蔵、松隈仙蔵)江沼郡(有田範次郎、中村文吉)、河北郡(鬼木和七、舟越源太郎)、不明(久保惣平、福島次郎七、谷又六、藤原佐一郎、吉村与八、板倉九平)であった。前掲『人名表』とこの『一覧表』との間に、先発派遣の高田、長を含めて考えれば、後者で鶴我幸七と長五郎が抜けており、前者には記載されていない高田耕作、松隈仙蔵が加えられているという相違がある。先ず鶴我幸七に関していえば、彼の長男万次郎が、一八八七(明治二十)年に岩手県御用掛時藤熊次郎からの聘用に応じて同県へ実業教師として赴任して⁽¹⁴⁾おり、いわゆる学理農法派と目された事が、『一覧表』から彼を除いた理由ではないかと思われる。また長五郎に関するも、同様の理由によったのである⁽¹⁵⁾。高田耕作に関しては、後に彼が勸農社の幹部となる事からして、当然の処置であった。松隈仙蔵に関しては、藤蔵の遠里宛の書簡によれば、藤蔵が病氣により帰県した事から、

その代替として二九歳の弟仙蔵を差し向けたという事情によるのである。

(2) その他府県への派遣事例

他府県からの派遣依頼を受けて、福岡県から実業教師を派遣していく場合に、いくつかのルートを通じて行なわれた。それを大きく分けると、(A)前述石川県の例に見られる様に、他府県から県勸業課へ依頼があり、県が林遠里林遠里勸農社に選抜を委嘱し、派遣する場合(他府県一県一勸農社ルート)、(B)他府県から県勸業課へ依頼があり、その選抜を勸業試験場に委嘱し、派遣する場合(他府県一県一勸業試験場ルート)、(C)他府県から直接勸農社に派遣依頼があり、選抜派遣する場合(他府県一勸農社ルート)、(D)数は少ないが、他府県から直接勸業試験場に派遣依頼があり、選抜派遣する場合(他府県一勸業試験場ルート)等がある。以下では、この分類に基づきそれぞれいくつかの事例を示して置きたい。

(A) 他府県一県一勸農社ルート

① 県農商務課は、次のような書簡を遠里遠里にあてた。⁽¹⁷⁾

「和歌山県有田郡役所行キ農夫ノ儀ニ付、遂御協議度儀有之候条、御繰合セ御出頭有之度候也。

明治二十一年三月廿一日

農 商 務 課 印

早良郡

林 遠 里 殿

「

和歌山県有田郡役所からの農夫派遣依頼を受けて、その選抜に当たって遠里との協議を行ないたいというものであった。

② 県農商務課山下保太郎より遠里にあてて、明治十九、二十年分の上京旅費精算の件に関して照会があり、その追書に次の様であった。⁽¹⁸⁾

「(前略) 将々広島県ヨリ農夫二人聘用ノ儀申来居候条、可然人物御撰定ノ上、本課へ出頭候様御取計有之度候也。」

広島県より教師聘用の依頼があり、それを受けて県農商務課は、遠里に対して人選方を依頼したのである(この書簡は年月日が未詳であるが、明治二十年分旅費の清算を、本年五月六日付を以て行なっている事から、本年は明治二十一年を指すものと思われる)。

③ 山形県西田川郡書記林田茂七郎出張の件に関して勸農社に対して県農商務課より照会状が届いた。⁽¹⁹⁾

「山形県ヨリ農業教師雇入之儀三付、去ル三日農第四八〇号ヲ以テ及御照会置候処、同県西田川郡書記林田茂七郎、貴社へ出張ノ旨ヲ以テ、本日県庁へ立寄相成候条、貴社へ出張有之候上へ、可然御打合相成度、此段及御照会候也。」

農 務 課^印

明治廿三年五月十三日

勸農社 御中

この書簡より前に、山形県西田川郡役所より県農商務課に対して、福岡県からの教師派遣依頼があり、その時点で

県農商務課は、勸農社に対してその旨を照会し（農第四八〇号）、恐らく同課は、先方に対して勸農社から派遣する旨の解答を行なったのであろう。早速、西田川郡書記林田茂七郎が来福⁽²⁰⁾し、県庁に立ち寄った後、勸農社に出向いているのである。

④県内務部第三課より勸農社に対して長野県への派遣教師に関して照会があった。⁽²¹⁾

「本年四月十八日付丙農第五二三号ヲ以テ長野県ヨリ米作改良教師一名八月一日ヨリ雇聘致度旨依頼候付、適當人物御撰抜ノ義及御照会置候末、同月三日付第二〇五号ヲ以テ人撰之上住所姓名等通報相成、三日御回答之次第モ有之候処、于今何等御通知無之、右ハ巳ニ時日モ切迫致居候ニ付、至急何分御回報相成度、此段及御照会候也。」

明治二十七年七月廿七日

内務部第三課⁽²²⁾

勸農社 御中

県内務部第三課より勸農社に対して選抜を依頼したにも関わらず、その後何等通知がないので、「至急何分御回報」願いたい旨の照会状である。もはやこの時点では（明治二十七年）、このルートは機能しなくなっている様子を窺わせる。このことは、一八九二（明治二十五）年の勸農社拡張以来、（C）のルートが中心を占めていることの傍証なのである。

(B) 他府県―県―勸業試験場ルート

①一八八七（明治二十）年十一月六日付の『福岡日日新聞』は、来福した静岡県の県会議員池谷佐平に関して次の様

に伝えている。

「○勸業家来博 静岡県の県会議員池谷佐平氏は、此度勸業委員の資格にて京阪より高知県に渡り中国筋を巡回したる由なるか、山口県に至りて牛馬耕の方法に熟練せるものを教師に雇入、帰県の上大に農業の改良を為さんと計畫にて、同県其筋の官吏に面せしに、同県にてハ本県の老農林遠里氏の尽力に依り本県より教師を雇入れたる趣の咄ありしより、俄に方向を変て本県に来ること為し、一昨日来博し、昨日は県庁農商務課に出頭し、課員に面話したる末、直に勸業試験場に至り、横井時敬、高原謙次郎両氏に面会し、同氏等の尽力に依り、速に三名の実業教師を雇入るゝの約束請ひし故、兩三日間滞在して、勸業上其他県会に関する事杯取調へたる上、熊本、長崎の二県を巡回する管なりと云へり。(後略)」

静岡県の県会議員池谷が、山口県にて林遠里によって派遣された実業教師の行なっていた牛馬耕を見て、その足で来県し、県庁農商務課へ教師雇入を要請しているのである。それに対応した課員(恐らく古賀只平ではないかと思われる)の紹介によるのであろう、直ちに勸業試験場に赴き、横井時敬、高原謙次郎に面会し、教師三名の派遣の確約を取り付けたのである。勸業試験場は、選抜にあたって、文字通り選抜試験を行ない、その結果志願者一五名の内から那珂郡諸岡村藤善治郎、御笠郡山田村島野嘉作、早良郡小田部村伊佐治八郎の三名を月給一二円にて派遣することを決定した(『福岡日日新聞』明治二十年十一月十二日付記事による)。この件で注意すべきは、池谷が山口県で林遠里によって同県へ派遣された実業教師の活動を見て、その足で来県し、県農商務課に教師派遣の依頼をし、結果的に勸業試験場の紹介で実業教師の聘用を行なっている点である。牛馬耕の導入という点では、林遠里、勸業試験場の区

別を本人は意識していなかったのである。彼にとっては牛馬耕に熟練した「福岡の老農」の聘用が問題であって、その派遣ルートはそれほど重要ではなかったのである。

②いくつか関連した『福岡日日新聞』の記事より、実業教師派遣における勸業試験場の役割を見てみよう。

「○農事熟達者召集 前項の外に（兵庫、広島、鳥取からの実業教師聘用の依頼に対して十一名の教師を選抜した事を伝える記事——注西村）農事実業教師聘用の事を広島県より二人、新潟県より一人依頼し来り居る由なれど、目下適當の熟達者なき趣に付、怡土、志摩、早良、那珂、席田、御笠、粕谷の各郡より、相當の志願者を明后十九日下名島町吉己屋に召集して、実業上の事を試問して撰定さるゝ由、且又追々に招聘のこともあれば、予備員をも定め置く筈なりとか云ふ。」（明治二十年十二月十七日付）

農事熟達者不足から（これは、あくまでも県が把握している数の不足である）、怡土郡他六郡より志願者を募り、その中から試問によって選抜しようというのである。実際の試問試験は、前例と同じく勸業試験場で試験が行なわれた。

「○農業教師試験 新潟県、広島県等より農事実業教師聘用の儀依頼ありし由は、去十七日の紙上に掲げ置きしか、右撰定に付昨日より勸業試験場に於て試験の執行中なりと云ふ。」（同年十二月二十日付）

この試験に基づき選抜された実業教師について同じく次の様に伝えている。

「○農事実業者撰定 再三記載せし農事実業者の試験は、前号に記したる如く本県勸業試験場にて執行あり。応募者惣員六十八名の内より十一名を選抜し、この内より猶ほ一昨日再験して三名を撰定して、残り八名は今後名府県より聘用の依頼あるときの予備員となしたる由、右三人の及第者は広島、新潟の二県へ来る二十六日出発する由なり。其の姓名は如左。

那珂郡五十川村 谷久右衛門、早良郡片江村 大穂新平（以上広島県へ）

粕谷郡山田村 仲村文吉（新潟県へ）

予備員

那珂郡仲村 佐伯善九郎、同郡下白水村 松尾嘉平、御笠郡白木原村 岡本利平、同郡筒井村 神納五三郎、早良

郡小田部村 金子吉右衛門、同郡庄村 是松教三郎、同郡同村 吉安常次郎、志摩郡田尻村 三苦又一。」（同年十

二月二十三日付）

応募者総数六八名の内第一次試験で一一名が選抜され、第二次でさらにその内より三名が選抜され、それぞれ広島県と新潟県に派遣されることが決定した。第一次試験合格者の残り八名は、予備員という形で今後の派遣要請に備えることになった。

(C) 他府県―勸業社ルート

①一八八九（明治二十二）年十二月十七日付の『福岡日日新聞』は次の様に伝えている。

「○稻作改良実業教師出発 林遠里氏の引立に成る勸業舎より各県の聘に応じ実業教師となり、十月、十一月中出発

せしハ、岐阜県へ七名、即ち怡土郡井上藤右衛門、手島善三郎、早良郡中村五八郎、平尾百太郎、志摩郡石橋又市、田中信太郎、那珂郡谷茂三の諸氏、兵庫県へ一名、怡土郡神川豊氏、岡山県へ一名、即ち早良郡石橋常吉氏なり。尚又岐阜県よりの招聘に応じ不日出発するは、怡土郡山崎竹次郎、志摩郡重富友吉、早良郡大神弥右衛門三氏なりといふ。」

遠里洋行中における実業教師の派遣例である。岐阜県計一〇名、兵庫県一名、岡山県一名であった。

②同じく遠里洋行中の派遣事例を『福岡日日新聞』は次の様に伝えている（明治二十三年一月十九日付）。

「◎勸農舎 林遠里翁の引立てに成る勸農舎員より一月来各県の聘に応じ稲作改良実業教師として出発せしは、埼玉県へ吉住又三郎、高田忠五郎、高知県へ富田龍之助、松田亀吉、津上千太郎、入舟重太郎の六名なり。漸々進歩の景況にて、是れまで福岡橋口町高木氏方に出張所ありしも、都合により本月博多中島町木下市太郎方に移転し、村上清太郎氏が事務を担当し居れりと云う。又来る二月中林翁帰朝の上は、広大なる事務所新築する筈なりと」

埼玉県二名、高知県四名の派遣である。この記事によれば、この時期には勸農舎の出張所が福岡（博多）に置かれ、事務担当として村上清太郎が常駐する体制がとられていたのである。実業教師養成派遣結社としての体制を整えつつあることが窺える。

③少し時期は遡るが、一八八七（明治二十）年八月の和歌山県東牟婁郡役所からの派遣依頼状を見てみよう。⁽²²⁾

「曾テ当県庁ヨリ及御依頼有之候稱作改良ニ係ル教師之義ハ、来ル九月一日ヨリ聘傭シ、則チ撰種期ヨリ着手致度候間、右教師御差向ケ相成度、此段及御依頼候也。

追テ、俸給之義ハ一ヶ月貳拾円迄ハ支給可致見込ニ付、御承知相成度申添候也。

明治廿年八月十一日

福岡県早良郡重留村

林 遠里様

和歌山県東牟婁郡役所^⑥

以前に和歌山県庁を通して依頼した実業教師派遣の催促なのである。

以上のようなルートを通しての派遣は、勸農社の実業教師養成派遣結社としての体制が整備されるに従い増加し、県庁を介するルートと混在しながら徐々にその比重を増して行くのである。(A)④の様には県庁からの照会をいわば無視する状況も勸農社拡張後には見られ、福岡県実業教師の派遣の主要なルートを担当ことになるのである。

(D) 他府県―勸業試験場ルート

このルートは、(C)ルートと比べた場合、その数は少ないと言わざるを得ないが、福岡農法の普及に果した役割を無視することはできないであろう。すでに、須々田氏が明らかにした和歌山県の重松源^{②③}、石川県の長沼幸七^{②④}、山形県の伊佐治八郎^{②⑤}、岩手県の沖千代吉、鶴我万次郎^{②⑥}等の例があげられるが、本稿では、もう一例だけ付け加えておきたい。一八九一(明治二十四)年一月十七日付の『福岡日日新聞』は次の様に伝えている。

「●福島県岩瀬郡の農事改良 東京の産業時論社主幹横井時敬氏の依頼に依り本県勸業試験場の推撰を以て昨春福島

県岩瀬郡に赴任したる農事実業教師夜須郡人多田吉助氏より頃日当地の或る人に贈れる書面の趣によれば、新町村毎に壹反歩以上の試験地を設け、且大字毎に弑名以上の伝習生を出し、改良順序を教示せしに、其生徒百四十四名の多きに至れり。又た馬耕の如き農家大に之れを感じ、本年より各農家使用するに至るべし。又た稻種子塩水撰法の如き各大字に三ヶ所宛撰種場を設け、地主より相当に其費用を拠出し、昨春伝習したる処の生徒二名之れを実行することに決し、全郡に普及せしむる由。其他農事上改良に注目するもの日に増加するに至れりとありし由」

横井時敬の依頼により、勸業試験場の推薦で福島県岩瀬郡へ派遣された多田吉助の例である。試験地設置の様子、馬耕伝習の様子を垣間見ることができ、従来の実業教師の例と趣を異にしているのは、塩水選種法伝習のために「地主より相当に其費用を拠出」させて、「各大字に三ヶ所宛撰種場を設け」ている点である。福岡県実業教師多田が、伝習しようとした農法の中に、馬耕と並んで塩水選種法が重要な要素として組み込まれていることを知るわけであり、その意味からすると「その他の系譜」に属する人物と考えてよいであろう。

以上に見た本稿における分類は、あくまでも派遣ルートより見た便宜上のもので、伝習する農業技術上での相違を意識したある種の「系譜化」ではない。そうしない理由は、派遣の初期段階において(この段階をいつの時期までと見るか難しい問題だが、本稿では一応明治二十一年頃迄を想定しておく)、実業教師の多くは、福岡県の老農||福岡県実業教師としての意識は強烈であったが、勸業試験場からの派遣、勸農社からの派遣という様に明確に峻別された形||系譜化した形では意識しなかったという理解を前提にしているからである。たとえ(B)ルートからの派遣であつても、その中には、林遠里||勸農社との関わりを持っていた老農も含まれており、系譜的に峻別できない場合が

応々にしてあるのである。具体的にはこの時期に各府県へ派遣された勸業試験場の「系譜」に属すると目される高原謙次郎の例、鶴我幸七の例等に見られる様に、当初から系譜化された実業教師と見た場合には解けない遠里への信頼感を窺知することができるからである。

しかし、派遣の全期間を通じて系譜化が見られなかったとは言えない。勸農社が実業教師養成派遣結社として社会的認知を得てからは（明治二十一年四月以降）、勸農社からの派遣が意識され始め、徐々にその比重を高めて行く。

この時期には勸農社から派遣される実業教師には「勸農舎員」の証明書が発行され、その裏面には、「一、此証書ヲ携帶セサル者ハ本舎ノ名義ヲ以テ稲作改良教導演説等ノタメ漫ニ諸方ニ出ルヲ許サス。一、此証書一季勤務帰県ノ上直テニ本舎へ返戻スヘシ。但、勤続ノ節ハ更ニ引替申出ヘシ」と記されており、勸農社からの派遣（系譜としての勸農社実業教師）が意識されていることを知る。その一方で、勸業試験場とその啓蒙団体＝福岡農事協会を中心とした横井時敬グループからも（D）ルートで示した様に、農業技術上での相違を意識した実業教師派遣が見られるのである。

組織的相違が農法的相違（これは「寒水浸し法」「土囲い法」を選択するか、塩水選種法を選択するかの問題であるが、実業教師の中には、両方実施するものもある点は留意する必要がある）として強烈に意識されるのは、遠里洋行後の勸農社拡張（明治二十三～二十五年）と、福岡農事協会の拡張（明治二十四年）の時期であり、ここにおいて明確な系譜論的峻別も可能となるであろうが、福岡農法の普及といった問題を考えて行く場合に、実業教師の峻別による系譜化が有効な方法かどうかは疑問の残るところである。系譜化を行なう場合でも、前述の様に時期区分を意識した形でなされないなら、その方法の内に、福岡県の老農として豊富な営農経験を蓄積し、その中で培われてきた実業教師たちの独自性、多様性を看過する危険性を孕む事になるのである。

- (1) 『福岡日日新聞』(明治十八年十一月二十日付)記事より引用。
- (2) 同前。
- (3) 同通達は、後掲の上座下座夜須郡役所の県勸業課への「照会状」に見られる様に、「勸第二千二百九十一号」として一八八五(明治十八)年十一月十八日付で行なわれた模様である。
- (4) 福岡市早良区重留林家文書所収(八四)。以下同家文書から引用する場合は、資料番号(仮)のみをあげた。
- (5) 同前、以下では中村武助分を再録した。但し、勢田分は戸長「上申」があるのみで、長沼「添書」はなく、浦山分は両方とも添付されていない。他の四名は郡長の県への「上申」に見られる様に、履歴書も提出されていない。
- (6) 同前。
- (7) 同前。
- (8) 同前。
- (9) 同前。
- (10) 二五五。
- (11) 九三四―四。
- (12) 古賀只平が「農業上ノ名譽」として、『福岡県勸業月報 第五七回』(明治十九年二月)に寄稿した文章を以下に抄録しておく。
「本県ヨリ東北地方へ農業実験教師トシテ聘用セラレタルモノ多々アリ。今其二ノヲ挙グレバ、明治十六年ニハ早良郡林遠里氏富山・石川両県ノ農事巡廻教師トシテ聘用セラレ、両県内ヲ巡廻シテ耕耘種芸ノ法ヲ説キ、大ニ両県ノ農民ニ感動ヲ与ヘタリ。同年中夜須郡長沼幸七氏ハ、石川県ヨリ馬耕ノ教師トシテ聘用セラレ、汝々実業ヲ授ケテ、馬耕其他ノ進歩ヲ促シ、便利ヲ与ヘタルモノ尠カラズ。又十七年中ニハ山形県ノ農業篤志者数名九州ノ農業実視ノ為メ、本県ニ米遊シ、農学校其他ニ於テ農具ノ種類、耕鋤法ノ整理、栽培ノ術等、自県ニ比シ其大ニ進ミタルヲ見テ、頗ル感覺ヲ惹起セリ。其他十八年中ニハ石川県ヨリ農業伝習ノ為メ式名来県シテ、大ニ現業ヲ研磨シ、実効ヲ得テ帰郷セリ。又同年中夜須郡多田吉助氏ハ、石川県ノ聘用ニ応ジ、実業教師トナレリ。此他同県ニ於テハ実業ニ老練ナルモノヲ求メテ教師ニ聘用セン事ヲ本県ニ依頼セラレ、粕屋郡長五郎氏、早良郡高田耕作氏ハ、先般当地ヲ出発セリ。尚他ニ統々実業家ヲ聘用セントスルノ事実アリ。是等ハ実ニ本県農業上進歩ヲ証スル名譽ト言フモ、敢テ過言ニアラザルナリ。」
- (13) 八四。
- (14) 須々田黎吉前掲論文(Ⅶ)『農村研究』第三九号所収。
- (15) 『一覽表』は、一八八八(明治二十一)年頃から勸業社が実業教師養成派遣協社として社会的認知を得た結果、その組織的な体制を整える

と共に、実績の確認とその誇示の必要から作成されたものと思われる。これ以降いつの時点か不詳であるが、鶴我や長を除いたその作為性から見て、恐らく学理農法との組織的な対立が顕著になる一八九一、二（明治二十四、五）年以降と考えられる。次にあげる鶴我幸七及び長五郎の手紙が、一八八七（明治二十）年頃の遠里との緊密な關係を彷彿とさせることから考えても、なおさら強い作為性を感じるのである。

① 「遠里宛鶴我幸七書簡」(九三四—一三)

「前路御免、陳者春暖ノ候御貴家皆々様御機嫌克被遊奉賀候。次ニ小生方一同無事ニ暮シ居リ候間、御安心可被下候。將タ先年ハ加賀岡ニ於テ大ニ御世話ニ相成候。又先日御貴家方ニ罷出候者、御大人様留守ニ相成候処、目出度御帰家相成奉欣喜候。右以手紙万々御礼申上候、以上。二伸、小生儀今年モ先年ノ如ク彼地へ致来出候哉、又ハ不致来出候哉、万一罷出ニ相成テラハ、一寸報知可被下候、頓首。

二月七日

鶴我幸七

御大人様

② 「遠三宛長五郎書簡」(九一五一—一)

「一諭啓呈仕候。時下秋冷之候ニ候処、益御壯健相祝三禮ニ奉存上候。下テ小生儀無曇消光仕候間、彈御休意被成下候。翌、過日来各県ヨリ今段農事現業教師入用之由ニテ、先生五依頼之末当県ニテ御人撰之旨勸業課ヨリ照会之趣も有之、然ル処、本校（長は当時石川県農学校に赴任していた―注西村）生徒之内ニテ河北郡小坂村出身小三郎儀、昨年春以來柳田村出作場へ入場、当春卒業以後当校江止リ、復習いたし、本年ハ独行試作ヲも仕、熱心之者ニ有之、稲作改良法、馬耕等も相応出采仕候間、先達テ其趣勸業課江も申出置候。定メテ貴所迄人撰名簿送リニ相成居可申相考候。同人ハ他生ニ勝レ、最勉勵ノモノニ有之候ニ付、御採用被下候ハ、一般之奨励ニモ關係仕候間、御聞立之上、支筋無之候ハ、可然御尽力之程御依頼申上候也。

十月二十八日

長 五郎

林遠里大人閣下

尚以、兼々御伺申上度相含候へども、始終多忙ニ取紛レ失教之罪御有恕相願申候。且当校農場ハ何分未タ充分ナル儀ニ無之候得共、稲作之儀者多少ト、借地本年之景況上等四石六斗五升、中等三石九斗、下等之分ハ早魁ニテ余程減額可仕候へども、未タ取納相濟ザレハ、未定ニ有之、地質ニ応シ先ツ相応ト存居申候。此段乍末筆御報知仕候。余情ハ后期ニ譲リ候也。」

① ② 共年代が未詳であるが、①は鶴我が石川県から帰郷後、同県での世話に感謝をしており、再度の派遣を依頼している内容であり、恐らく一八八七（明治二十）年頃のものと思われる。②は石川県農学校に赴任中に、同校生徒の実業教師としての派遣依頼をしているのである。

り、一八八六（明治十九）年か一八八七（明治二十）年のものと思われる。

石川県には、その他清山六右衛門、多田吉助等が派遣されている（須々田黎吉前掲論文（Ⅷ）、『農村研究』第四〇号所収）。彼らの派遣は、遠里の選抜外からの派遣であり、恐らく長沼の私的ルートによるものであろう。

(16) 『遠里宛松隈藤蔵書簡』（明治十九年五月十四日付）（九三四一七〇）。

(17) 一五二—二四。

(18) 一五二—〇三。

(19) 一五二—四三。

(20) 『秋田県稲田之遺利』（明治三十年）によれば、この時同郡豪農平田安吉も来福している。ちなみに、この時に選抜された実業教師は、『一覽表』によれば、菊地馬吉、坂井初之助であった。

(21) 九三四—二四。

(22) 七三六。

(23) 須々田黎吉前掲論文（Ⅲ）（『農村研究』第三五号所収）。

(24) 須々田黎吉前掲論文（Ⅳ）（『農村研究』第四〇号所収）。

(25) 須々田黎吉前掲論文（Ⅰ）（『農村研究』第三一号所収）。

(26) 須々田黎吉前掲論文（Ⅶ）（『農村研究』第三九号所収）。

(27) 『明治農書全集』第一卷「稲作」解題 三三二頁（須々田黎吉執筆）。

(28) 拙稿「明治二十年における一老農の農事巡回——福岡県老農高原諒次郎の京都府農事巡回——」（『西南地域の史的展開』近代編 思文閣出版 一九八八年 所収）参照。

(29) 注（15）参照。

(30) 一三二一。